

税金

税務課からの重要なお知らせ

家屋の新・増築、取壊しについて
以下のいずれかに該当する場合は
税務課までご連絡ください。

- ①平成26年中に家屋(住宅・店舗・倉庫・車庫など)を新・増築された方
②12月末までに既存家屋の取り壊しをされた方、または、されるご予定の方
※すでに法務局(登記所)に取壊しの登記手続きをされた方は、連絡不要です。

償却資産(固定資産税)の申告について
法人、個人事業や農業を営まれている方へ
申告対象/

毎年1月1日現在所有している資産
※事業を営まれている個人・法人が事業用
に使用している構築物、機械、備品等
(償却資産)

申告手続き/償却資産申告書を12
月中旬に発送予定

※新たに事業をはじめられた方で申告が
必要な方は以下へご連絡ください。

申告期限/2月2日(月)

詳しくは

税務課課税係 ☎0954-23-9220

最新の市政情報については、
武雄市のホームページを
ご覧ください

<https://www.facebook.com/takeocity>



子育て

里親制度説明会のご案内

里親制度の必要性を知っていただく
ために説明会を行います。

日時/12月14日(日)14:00~

場所/武雄市文化会館
青少年棟2階講習室

内容/制度説明、現役里親からの
体験談、個別相談等

詳しくは

佐賀県中央児童相談所

☎0952-26-1212

児童養護施設 済昭園

☎0954-66-2138

子育て

「たけお土曜てらこや」のご案内

日時/

12月6日(土)・20日(土)

10:00~16:00

場所/

NPO法人ゆとり(旧武雄市民病院)

武雄町大字富岡11083-1

対象/武雄市内小学生

内容/

佐賀大学学生・武雄高校生徒による
勉強のサポートやふれあい遊び

定員/40名

詳しくは、「武雄てらこや」ホームペ
ージまたは以下へご連絡ください。

お申込み・お問い合わせ

(一社)武雄青年会議所

☎0954-23-4333



子育て・福祉

臨時福祉給付金・
子育て世帯臨時特例給付金
申請受付の期間が終了します!

期限までに申請されない場合は、給
付金を受け取ることができません。

支給対象者/

①臨時福祉給付金

住民税が課税されていない方

※住民税が課税されている方に扶養されて
いる場合を除く

②子育て世帯臨時特例給付金

児童手当(平成26年1月分)を受
けている世帯

給付金額/1万円

※詳細は、市報6月号折込みちらし「消費税
の引き上げに伴う給付金のお知らせ」、も
しくは市ホームページをご覧ください。

申請・お問い合わせ

上記① 福祉課 ☎0954-23-9235

上記② 支援課 ☎0954-23-9216

子育て

ひとり親家庭支援が
拡充されました

父子福祉資金貸付制度の創設

内容/父子家庭への資金の無利
子・低利子貸付制度

目的/

- 父子家庭の子どもの就学や進学
- 父の就職に必要な知識技能の習得
- その他、父子家庭の経済的自立助成
や子どもの福祉の増進を図るため

開始時期/平成26年10月

児童扶養手当と公的年金などの併
給制限の見直し

対象/これまで児童扶養手当の
支給対象とされていない公的年金給
付などの受給者

内容/年金額が児童扶養手当額を
下回る場合は差額分の手当を受給可能

開始時期/平成26年12月から

※実際の支払いは平成27年4月から

申請方法や詳細については以下へ
お問い合わせください。

申請・お問い合わせ

支援課 ☎0954-23-9216

有料広告

あなたの自動車保険料が安くなるかも?!



安心の事故対応

国内大手損保と連携



充実のロードサービス

レッカーサービスは100kmまで無料!!

自動車保険の見直しをしてみませんか?

お見積りは無料!ぜひ当店にご来店ください。

まずは
お電話を

そんぼ24代理店 有限会社 PFG 高橋駅前店

住所:〒843-0001 武雄市旭町大字甘久 1542 番地 1

TEL: 0954-23-9900 営業時間: 9時~17時(定休日 日曜)

SJNK14-02773 2014.06.02

